

4) 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に關し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正（前二項の規定の適用を受ける法人税に係る純損失等の金額に係るものを除く。）は、第一項又は前項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することが出来る。

（国税の更正、決定等の期間制限の特例）

第七十一条 更正決定等で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める期間の満了する日が前条の規定により更正決定等を行うことができる期間の満了する日後に到来する場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間においても、することが出来る。

一 省 略

二 申告納税方式による国税につき、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づいて

後申告書の提出があつた国税についての更正

3) 第二十五条（決定）の規定による決定又はその決定後にする更正は、その決定又は更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書の提出がない場合にする当該決定又は更正については、政令で定める日）から五年を経過した日以後においては、することが出来ない。

4) 次の各号に掲げる国税に係る賦課決定は、当該各号に定める期限又は日から五年を経過した日以後においては、することが出来ない。

一 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出がなかつたもの、当該申告書の提出期限

二 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税、その納税義務の成立の日

5) 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に關し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することが出来る。

一 更正又は決定、その更正又は決定に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る更正については、当該申告書を提出した日）

二 課税標準申告書の提出を要する国税に係る賦課決定、当該申告書の提出期限

三 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定、その納税義務の成立の日

（国税の更正、決定等の期間制限の特例）

第七十一条 更正決定等で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる期間の満了する日が前条の規定により更正決定等を行うことができる期間の満了する日後に到来する場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間においても、することが出来る。

一 同 上

二 申告納税方式による国税につき、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づいて

する更正（納付すべき税額を減少させる更正又は純損失等の金額で当該課税期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正若しくはこれらの金額があるものとする更正に限る。）又は当該更正に伴い当該国税に係る加算税についてする賦課決定 当該理由が生じた日から三年間

2 前項第一号に規定する当該裁決等又は更正を受けた者には、当該受けた者が分割等（分割、現物出資、法人税法第二条第十二号の六（定義）に規定する現物分配又は同法第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。）に係る分割法人等（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人、同条第十二号の六に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。以下この項において同じ。）である場合には当該分割等に係る分割承継法人等（同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出資法人、同条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人をいう。以下この項において同じ。）を含むものとし、当該受けた者が分割等に係る分割承継法人等である場合には当該分割等に係る分割法人等を含むものとし、当該受けた者が同法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人（以下「連結親法人」という。）である場合には当該連結親法人に係る同条第十二号の七の三に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）を含むものとし、当該受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人を含むものとする。

（国税の徴収権の消滅時効）

第七十二条 国税の徴収を目的とする国の権利（以下この節において「国税の徴収権」という。）は、その国税の法定納期限（第七十条第三項の規定による更正若しくは賦課決定又は前条第一項第一号の規定による更正決定等により納付すべきものについては、これらの規定に規定する更正又は裁決等があつた日とし、還付請求申告書に係る還付金の額に相当する税額が過大であることにより納付すべきもの及び国税の滞納処分費については、これらにつき徴収権を行使することができる日とし、過怠税については、その納税義務の成立の日とする。次条第三項において同じ。）から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2・3 省略

第七章の二 国税の調査

する更正（前条第二項第一号又は第二号の規定に該当するものに限る。）又は当該更正に伴い当該国税に係る加算税についてする賦課決定 当該理由が生じた日から三年間

2 前項第一号に規定する当該裁決等又は更正を受けた者には、当該受けた者が分割等（分割、現物出資、法人税法第二条第十二号の六（定義）に規定する現物分配又は同法第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。）に係る分割法人等（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人、同条第十二号の六に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。以下この項において同じ。）である場合には当該分割等に係る分割承継法人等（同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出資法人、同条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人をいう。以下この項において同じ。）を含むものとし、当該受けた者が分割等に係る分割承継法人等である場合には当該分割等に係る分割法人等を含むものとし、当該受けた者が同法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人（以下「連結親法人」という。）である場合には当該連結親法人に係る同条第十二号の七の三に規定する連結子法人（以下この項において「連結子法人」という。）を含むものとし、当該受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人を含むものとする。

（国税の徴収権の消滅時効）

第七十二条 国税の徴収を目的とする国の権利（以下この節において「国税の徴収権」という。）は、その国税の法定納期限（前条第一項第一号に掲げる更正決定等により納付すべきものについては、同号に規定する裁決等又は更正があつた日とし、還付請求申告書に係る還付金の額に相当する税額が過大であることにより納付すべきもの及び国税の滞納処分費については、これらにつき徴収権を行使することができる日とし、過怠税については、その納税義務の成立の日とする。次条第三項において同じ。）から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2・3 同上

(当該職員の特得税等に関する調査に係る質問検査権)

第七十四条の二 国税庁、国税局若しくは税務署(以下「国税庁等」という。)又は税関の当該職員(税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査を行う場合に限る。)は、所得税、法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件(税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物(消費税法第二条第一項第十一号(定義)に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。))又はその帳簿書類その他の物件とする。)を検査し、又は当該物件(その写しを含む。次条から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)において同じ。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 所得税に関する調査 次に掲げる者

イ 所得税法の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第二百二十三条第一項(確定損失申告)、第二百二十五条第三項(年の中途中で死亡した場合の確定申告)若しくは第二百二十七条第三項(年の中途中で出国をする場合の確定申告)(これらの規定を同法第六十六條(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者

ロ 所得税法第二百二十五条第一項(支払調書)に規定する調査、同法第二百二十六条第一項から第三項まで(源泉徴収票)に規定する源泉徴収票又は同法第二百二十七条から第二百二十八条の三まで(信託の計算書等)に規定する計算書若しくは調査を提出する義務がある者

ハ イに掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

二 法人税に関する調査 次に掲げる者

イ 法人(法人税法第二十九条の二(定義)に規定する法人課税信託の引受けを行う個人を含む。第四項において同じ。)

ロ イに掲げる者に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者

三 消費税に関する調査(次号に掲げるものを除く。) 次に掲げる者

イ 消費税法の規定による消費税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第四十六条第一項(還付を受けるための申告)の規

定による申告書を提出した者

ロ イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

四 消費税に関する調査（税関の当該職員が行うものに限る。） 次に掲げる者

イ 課税貨物を保税地域から引き取る者

ロ イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

2 分割があつた場合の前項第二号の規定の適用については、分割法人（法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。次条第三項において同じ。）は前項第二号ロに規定する物品の譲渡をする義務があると認められる者に、分割承継法人（同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。次条第三項において同じ。）は前項第二号ロに規定する物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に、それぞれ含まれるものとする。

3 分割があつた場合の第一項第三号又は第四号の規定の適用については、消費税法第二条第一項第六号に規定する分割法人は第一項第三号ロ又は第四号ロに規定する資産の譲渡等をする義務があると認められる者と、同条第一項第六号の二に規定する分割承継法人は第一項第三号ロ又は第四号ロに規定する資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者と、それぞれみなす。

4 第一項に規定する国税庁等の当該職員のうち、国税局又は税務署の当該職員は、法人税に関する調査にあつては法人の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する調査に係る連結子法人又は当該連結子法人に係る同項第二号ロに掲げる者に対する同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求にあつては連結親法人の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員及び当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員を、当該調査に係る連結親法人に対する同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求にあつては連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員を、当該調査に係る連結親法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する法人税に関する調査にあつては当該国税局又は税務署の当該職員を、それぞれ含む。）に、消費税に関する調査にあつては消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（納税地の所轄

国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する第一項第三号イに掲げる者に対する消費税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。）に、それぞれ限るものとする。

（当該職員の相続税等に関する調査等に係る質問検査権）

第七十四条の三 国税庁等の当該職員は、相続税若しくは贈与税に関する調査若しくは相続税若しくは贈与税の徴収又は地価税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査又は徴収の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、第一号イに掲げる者の財産若しくは第二号イからハまでに掲げる者の土地等（地価税法第二条第一号（定義）に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）若しくは当該財産若しくは当該土地等に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

一 相続税若しくは贈与税に関する調査又は相続税若しくは贈与税の徴収 次に掲げる者

イ 相続税法の規定による相続税又は贈与税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者（以下この号及び次項において「納税義務がある者等」という。）

ロ 相続税法第五十九条（調書の提出）に規定する調書を提出した者又はその調書を提出する義務があると認められる者

ハ 納税義務がある者等に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者

ニ 納税義務がある者等が株主若しくは出資者であつたと認められる法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人

ホ 納税義務がある者等に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者

ヘ 納税義務がある者等から、財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者

ト 納税義務がある者等の財産を保管したと認められる者又はその財産を保管すると認められる者

二 地価税に関する調査 次に掲げる者

イ 地価税法の規定による地価税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者

ロ イに掲げる者に土地等の譲渡（地価税法第二条第二号に規定する借地権等の設定その他当該土地等の使用又は収益をさせる行為を含む。ロにおいて同

じ。を)したと認められる者若しくはイに掲げる者から土地等の譲渡を受け
たと認められる者又はこれらの譲渡の代理若しくは媒介をしたと認められる
者

ハ イに掲げる者の有する土地等を管理し、又は管理していたと認められる者
2| 国税庁等の当該職員は、納税義務がある者等に係る相続税若しくは贈与税に関
する調査又は当該相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、公証
人の作成した公正証書の原本のうち当該納税義務がある者等に関する部分の閲覧
を求め、又はその内容について公証人に質問することができる。

3| 分割があつた場合の第一項第二号の規定の適用については、分割法人は同号ロ
に規定する土地等の譲渡をしたと認められる者に、分割承継法人は同号ロに規定
する土地等の譲渡を受けたと認められる者に、それぞれ含まれるものとする。

4| 第一項に規定する国税庁等の当該職員のうち、国税局又は税務署の当該職員は、
地価税に関する調査にあつては、土地等を有する者の納税地の所轄国税局又は
所轄税務署の当該職員(納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税
務署の所轄区域内に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準
ずるものを有する同項第二号イに掲げる者に対する地価税に関する調査にあつて
は、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。)に限るものとする。

(当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権)

第七十四条の四 国税庁等又は税関の当該職員(以下第四項までにおいて「当該職
員」という。)は、酒税に関する調査について必要があるときは、酒類製造者(酒
税法(昭和二十八年法律第六号)第七条第一項(酒類の製造免許)に規定する
酒類製造者をいう。以下この条において同じ。)、酒母(同法第三条第二十四号
(その他の用語の定義)に規定する酒母をいう。以下この条において同じ。))若
しくはもろみ(同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。以下この条にお
いて同じ。))の製造者、酒類(同法第二条第一項(酒類の定義及び種類)に規定
する酒類をいう。以下この条において同じ。))の販売業者又は特例輸入者(同法
第三十条の六第三項(納期限の延長)に規定する特例輸入者をいう。第四号にお
いて同じ。))に対して質問し、これらの者について次に掲げる物件を検査し、又
は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

一 酒類製造者が所持する酒類、酒母、もろみ又は酒類の製造の際生じた副産物

二 酒母の製造者が所持する酒母

三 もろみの製造者が所持する酒母又はもろみ

四 酒類の販売業者又は特例輸入者が所持する酒類

五 酒類、酒母若しくはもろみの製造、貯蔵若しくは販売又は酒類の保税地域か

らの引取りに関する一切の帳簿書類

六 酒類、酒母又はもろみの製造、貯蔵又は販売上必要な建築物、機械、器具、容器又は原料その他の物件

2 当該職員は、前項第一号から第四号までに掲げる物件又はその原料を検査するため必要があるときは、これらの物件又はその原料について、必要最少限度の分量の見本を採取することができる。

3 当該職員は、運搬中の酒類、酒類のかす、酒母若しくはもろみを検査し、又はこれらのものを運搬する者に対しその出所若しくは到達先を質問することができる。

4 当該職員は、酒税の徴収上必要があると認めるときは、酒類製造者又は酒税法第十条第二号（製造免許等の要件）に規定する酒類販売業者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体の酒類の製造若しくは販売に関する参考となるべき事項を質問し、当該団体の帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

5 国税庁等の当該職員は、検査のため必要があると認めるときは、酒類製造者若しくは酒母若しくはもろみの製造者の製造場にある酒類、酒母若しくはもろみの移動を禁止し、又は取締り上必要があると認めるときは、酒類製造者の製造場にある次に掲げる物件に封を施すことができる。ただし、第二号の物件について封を施すことができる箇所は、政令で定める。

一 酒類の原料（原料用酒類を含む。）の容器

二 使用中の蒸留機（配管装置を含む。）及び酒類の輸送管（流量計を含む。）

三 酒類の製造又は貯蔵に使用する機械、器具又は容器で使用を休止しているもの

（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）

第七十四条の五 国税庁等又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、印紙税に関する調査を行う場合を除く。）は、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税又は印紙税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める行為をすることができる。

一 たばこ税に関する調査 次に掲げる行為

イ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十五条（記帳義務）に規定する者に対して質問し、これらの者の業務に関する製造たばこ（同法第二条第一項第一号（定義及び製造たばこの区分）に規定する製造たばこをいう。以下この号及び第七十四条の十二第二項（当該職員の団体に対する諮問）において同じ。）若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の

提示若しくは提出を求めること。

ロ 製造たばこを保稅地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。

ハ イに規定する者の業務に関する製造たばこ又はロに規定する製造たばこについて必要最少量の分量の見本を採取すること。

ニ 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

二 揮発油税又は地方揮発油税に関する調査 次に掲げる行為

イ 揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）第二十四条（記帳義務）に規定する者に対して質問し、これらの者の業務に関する揮発油（同法第二条第一項（定義）に規定する揮発油（同法第六条（揮発油等とみなす場合）の規定により揮発油とみなされる物を含む。）をいう。以下この号及び第七十四条の十二第三項において同じ。）若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ 揮発油を保稅地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る揮発油を検査すること。

ハ イに規定する者の業務に関する揮発油又はロに規定する揮発油について必要最少量の分量の見本を採取すること。

ニ 運搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

三 石油ガス税に関する調査 次に掲げる行為

イ 石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）第二十四条（記帳義務）に規定する者若しくは石油ガス（同法第二条第一号（定義）に規定する石油ガスをいう。以下この号及び第七十四条の十二第四項において同じ。）を石油ガスの充填者（同法第四条第一項（納稅義務者）に規定する石油ガスの充填者をいう。第七十四条の十二第四項において同じ。）に供給する者に対して質問し、これらの者の業務に関する石油ガス、石油ガスの容器若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ 課稅石油ガス（石油ガス税法第三条（課稅物件）に規定する課稅石油ガスをいう。以下この号において同じ。）を保稅地域から引き取る者に対して質問し、又はその引き取る課稅石油ガス及び自動車用の石油ガス容器（同法第二条第三号に規定する自動車用の石油ガス容器をいう。二において同じ。）を検査すること。

ハ イに規定する者の業務に関する石油ガス又はロに規定する課稅石油ガスについて必要最少量の分量の見本を採取すること。

二 運搬中の課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器を検査し、又はこれらを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

四 石油石炭税に関する調査 次に掲げる行為

イ 石油石炭税法第二十一条（記帳義務）に規定する者に対して質問し、これらの者の業務に関する原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等をいう。以下この号及び第七十四条の十二第五項において同じ。）若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ 原油等を保税地域から引き取る者（石油石炭税法第十五条第一項（引取りに係る原油等）についての課税標準及び税額の申告等の特例）の承認を受けている者を除く。）に対して質問し、その引き取る原油等を検査すること。

ハ イに規定する者の業務に関する原油等又はロに規定する原油等について必要最少限度の分量の見本を採取すること。

ニ 運搬中の原油等を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

五 印紙税に関する調査 次に掲げる行為

イ 印紙税法の規定による印紙税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ 課税文書（印紙税法第三条第一項（納税義務者）に規定する課税文書をいう。ロにおいて同じ。）の交付を受けた者若しくは課税文書の交付を受けたと認められる者に対して質問し、当該課税文書を検査し、又は当該課税文書（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めること。

ハ 印紙税法第十条第一項（印紙税納付計器の使用による納付の特例）に規定する印紙税納付計器の販売業者若しくは同項に規定する納付印の製造業者若しくは販売業者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

（当該職員の航空機燃料税等に関する調査に係る質問検査権）

第七十四条の六 国税庁等の当該職員は、航空機燃料税又は電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その帳簿書類その他の物件（第一号ロ又は第二号ロに掲げる者に対する調査にあつては、その事業に関する帳簿書類その他の物件に限る。）を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

一 航空機燃料税に関する調査 次に掲げる者

イ 航空機の所有者等（航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第十四条第一項（課税標準及び税額の申告）に規定する航空機の所有者等をいう。次項において同じ。）

ロ イに掲げる者に対し航空機燃料（航空機燃料税法第二条第二号（定義）に規定する航空機燃料をいう。ロ及び次項において同じ。）を譲渡する義務があると認められる者（その者の委託を受けて航空機燃料の貯蔵、運搬又は積込みを行う者を含む。）その他自己の事業に関しイに掲げる者と取引があると認められる者

二 電源開発促進税に関する調査 次に掲げる者

イ 一般電気事業者（電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第一号（定義）に規定する一般電気事業者をいう。次項において同じ。）

ロ イに掲げる者に対し電気を供給したと認められる者その他自己の事業に関しイに掲げる者と取引があると認められる者

2

前項に規定する国税庁等の当該職員のうち、国税局又は税務署の当該職員は、航空機燃料税に関する調査にあつては航空機の所有者等の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に、住所、居所、事務所、事業所、航空機燃料の保管場所その他これらに準ずるものを有する航空機の所有者等に対する航空機燃料税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。）に、電源開発促進税に関する調査にあつては一般電気事業者の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に、営業所、事務所その他の事業場又は電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号（定義）に規定する電気工作物を有する一般電気事業者に対する電源開発促進税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。）に、それぞれ限るものとする。

（提出物件の留置き）

第七十四条の七 国税庁等又は税関の当該職員は、国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

（権限の解釈）

第七十四条の八 第七十四条の二から前条まで（当該職員の質問検査権等）の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（納税義務者に対する調査の事前通知等）

第七十四条の九 税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一（調査の終了の際の手続）までにおいて同じ。）は、国税庁等又は税関の当該職員（以下同条までにおいて「当該職員」という。）

（に納税義務者に対し実地の調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）において第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 調査の対象となる税目

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2| 税務署長等は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3| 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 納税義務者 第七十四条の二第一項第一号イ、同項第二号イ、同項第三号イ及び第四号イ並びに第七十四条の三第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者、第七十四条の四第一項並びに第七十四条の五第一号イ及び第二号イ及び第三号イ及び第四号イ及び第五号イの規定により当該職員による質問検査等の対象となることとなる者並びに第七十四条の六第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者

二 税務代理人 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）の規定により準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二（設立）に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項（税理士業務を行う弁護士等）の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人

4 第一項の規定は、当該職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について非違が疑われることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

(事前通知を要しない場合)

第七十四条の十 前条第一項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第三項第一号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第一項の規定による通知を要しない。

(調査の終了の際の手続)

第七十四条の十一 税務署長等は、国税に関する実地の調査を行つた結果、更正決定等(第三十六条第一項(納税の告知)に規定する納税の告知(同項第二号に係るものに限る。))を含む。以下この条において同じ。))をすべきと認められない場合には、納税義務者(第七十四条の九第三項第一号(納税義務者に対する調査の事前通知等))に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。))であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。

2 国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容(更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。))を説明するものとする。

3 前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。この場合において、当該調査の結果に関し当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

4 前三項に規定する納税義務者が連結子法人である場合において、当該連結子法人及び連結親法人の同意がある場合には、当該連結子法人へのこれらの項に規定する通知、説明又は交付(以下この項及び次項において「通知等」という。))に代えて、当該連結親法人への通知等を行うことができる。

5 実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について第七十四条の九第三項第二号に規定する税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意があ

る場合には、当該納税義務者への第一項から第三項までに規定する通知等に代えて、当該税務代理人への通知等を行うことができる。

6 第一項の通知をした後又は第二項の調査の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付があつた後若しくは更正決定等をした後においても、当該職員は、新たに得られた情報に照らし非違があると認めるときは、第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定に基づき、当該通知を受け、又は修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付をし、若しくは更正決定等を受けた納税義務者に対し、質問検査等を行うことができる。

（当該職員の団体に対する諮問及び官公署等への協力要請）

第七十四条の十二 国税庁等の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、事業を行う者の組織する団体に、その団体の所得の調査に関し参考となるべき事項（団体の個人ごとの所得の金額及び団体が団体の員から特に報告を求めるときを必要とする事項を除く。）を諮問することができる。

2 国税庁等又は税関の当該職員は、たばこ税に関する調査について必要があるときは、たばこ税法第十一条第二項（税率）に規定する特定販売業者、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第九条第一項（製造たばこの販売価格）に規定する卸売販売業者又は同条第六項に規定する小売販売業者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に、その団体の製造たばこの取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 国税庁等又は税関の当該職員は、揮発油税又は地方揮発油税に関する調査について必要があるときは、揮発油税法第二十四条（記帳義務）に規定する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に、その団体の揮発油の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

4 国税庁等又は税関の当該職員は、石油ガス税に関する調査について必要があるときは、石油ガス税法第二十四条（記帳義務）に規定する者又は石油ガスを石油ガスの充填者に供給する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に、その団体の石油ガスの充填若しくは取引又は消費に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

5 国税庁等又は税関の当該職員は、石油石炭税に関する調査について必要があるときは、石油石炭税法第二十一条（記帳義務）に規定する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に、その団体の同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等の取引に関し参考となるべき事項を諮問するこ

とができる。

6 国税庁等又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税等に関する調査を行う場合に限る。）は、国税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

7 国税庁等の当該職員は、酒税法第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定による免許に関する審査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該審査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

（身分証明書の携帯等）

第七十四条の十三 国税庁等又は税関の当該職員は、第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求、閲覧の要求、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施をする場合又は前条の職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第七章の三 行政手続法との関係

（行政手続法の適用除外）

第七十四条の十四 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項（適用除外）に定めるもののほか、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為（酒税法第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定に基づくものを除く。）については、行政手続法第二章（申請に対する処分）（第八条（理由の提示）を除く。）及び第三章（不利益処分）（第十四条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定は、適用しない。

2・3 省 略

第二百二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書に偽りの記載をして税務署長に提出した者

二 第七十四条の二、第七十四条の三（第二項を除く。）、第七十四条の四（第三項を除く。）、第七十四条の五（第一号二、第二号二、第三号二及び第四号二を除く。）若しくは第七十四条の六（当該職員の質問検査権）の規定による

第七章の二 行政手続法との関係

（行政手続法の適用除外）

第七十四条の二 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項（適用除外）に定めるもののほか、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定に基づくものを除く。）については、行政手続法第二章（申請に対する処分）及び第三章（不利益処分）の規定は、適用しない。

2・3 同 上

当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第七十四条の二から第七十四条の六までの規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第二百二十八条 省略

第二百二十九条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 省略

第二百二十七条 同上

第二百二十八条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 同上

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第十八条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)

第三条の二 省 略

2 16 省 略

17 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)」第三条の二第十六項(特定利子に係る分離課税)に規定する特定利子に係る利子所得の金額(以下「特定利子に係る利子所得の金額」という。)」とする。

二 五 省 略

18 省 略

19 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)」第三条の二第十八項(特定収益分配に係る分離課税)に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額(以下「特定収益分配に係る配当所得の金額」という。)」とする。

三 六 省 略

20 省 略

21 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)」第三条の二第二十項(申告不要特

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)

第三条の二 同 上

2 16 同 上

17 同 上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)」第三条の二第十六項(特定利子に係る分離課税)に規定する特定利子に係る利子所得の金額(以下「特定利子に係る利子所得の金額」という。)」とする。

二 五 同 上

18 同 上

19 同 上

一 同 上

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)」第三条の二第十八項(特定収益分配に係る分離課税)に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額(以下「特定収益分配に係る配当所得の金額」という。)」とする。

三 六 同 上

20 同 上

21 同 上

一 同 上

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)」第三条の二第二十項(申告不要特

定配当等に係る分離課税)に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額(以下「申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」という。)」とする。

三六省 略

22 省 略

23 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)」第三条の二十二項(特定懸賞金等に係る分離課税)に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額(以下「特定懸賞金等に係る一時所得の金額」という。)」とする。

三六省 略

24 省 略

25 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)」第三条の二十四項(特定給付補てん金等に係る分離課税)に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額(以下「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」という。)」とする。

三六省 略

26・27 省 略

(保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例)

第五条の二 省 略

2 省 略

3 相手国居住者等で所得税法第六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者に該当するものがその給与又は報酬(同法第六十一条第八号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。第五項及び第六項において同じ。)から支払った又は控除される特定社会保険料(社会保険料及び当該相手国居住者等に係る租税条約の相手国等の社会保障制度に係る保険料のうち、当該租税条約の規定

定配当等に係る分離課税)に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額(以下「申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」という。)」とする。

三六同 上

22 同 上

23 同 上

一 同 上

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)」第三条の二十二項(特定懸賞金等に係る分離課税)に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額(以下「特定懸賞金等に係る一時所得の金額」という。)」とする。

三六同 上

24 同 上

25 同 上

一 同 上

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)」第三条の二十四項(特定給付補てん金等に係る分離課税)に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額(以下「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」という。)」とする。

三六同 上

26・27 同 上

(保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例)

第五条の二 同 上

2 同 上

3 相手国居住者等で所得税法第六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者に該当するものがその給与又は報酬(同法第六十一条第八号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。第五項及び第六項において同じ。)から支払った又は控除される特定社会保険料(社会保険料及び当該相手国居住者等に係る租税条約の相手国等の社会保障制度に係る保険料のうち、当該租税条約の規定

によりこれらの金額につき一定の金額を限度として給与又は報酬に対し租税を課さないこととされるものをいう。以下この条において同じ。」については、当該相手国居住者等の同法第六十五条に規定する総合課税に係る所得税の課税標準及び所得税の額につき同条の規定により同法第二十八条又は第五十七条の二の規定に準じて計算する場合には、同法第二十八条第二項中「給与所得控除額」とあるのは「給与所得控除額及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二第三項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額」と、同条第六項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額から特定社会保険料の金額を控除した残額」と、同法第五十七条の二第一項中「残額からその超える部分の金額」とあるのは「収入金額から同項の給与所得控除額及びその超える部分の金額並びに特定社会保険料の金額」と読み替えるものとする。

4 7 省 略

（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）

第七条 省 略

2 省 略

3 所得税法第五十三条（同法第六十七条において準用する場合を含む。）並びに法人税法第八十条の二（同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十二条の規定は、第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

所得税法第五十三 条			
省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略
修正申告書又は更正若しくは決定	更正	省 略	省 略

によりこれらの金額につき一定の金額を限度として給与又は報酬に対し租税を課さないこととされるものをいう。以下この条において同じ。」については、当該相手国居住者等の同法第六十五条に規定する総合課税に係る所得税の課税標準及び所得税の額につき同条の規定により同法第二十八条又は第五十七条の二の規定に準じて計算する場合には、同法第二十八条第二項中「給与所得控除額」とあるのは「給与所得控除額及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二第三項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額」と、同条第四項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額から特定社会保険料の金額を控除した残額」と、同法第五十七条の二第一項中「残額からその超える部分の金額」とあるのは「収入金額から同項の給与所得控除額及びその超える部分の金額並びに特定社会保険料の金額」と読み替えるものとする。

4 7 同 上

（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）

第七条 同 上

2 同 上

3 第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等に対する所得税法第五十三条（同法第六十七条において準用する場合を含む。）並びに法人税法第八十条の二（同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

同 上			
同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上
修正申告書若しくは更正若しくは決定	更正	同 上	同 上

法人税法第八十二條			法人税法第八十二條			法人税法第八十二條		
省略	省略	省略	第七十四條第一項第五号に掲げる金額(当該	で決定	修正申告書又は更正若しくは決定	省略	省略	省略
省略	省略	省略	第七十四條第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額(これらの	の確定申告書に記載した、又は決定	更正	省略	省略	省略
省略	省略	省略	第七十四條第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額(これらの	の確定申告書に記載した、又は決定	更正	省略	省略	省略
省略	省略	省略	第七十四條第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額(これらの	の確定申告書に記載した、又は決定	更正	省略	省略	省略

同上			同上			同上		
同上	同上	同上	修正申告書若しくは更正若しくは決定	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	修正申告書若しくは更正若しくは決定	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	修正申告書若しくは更正若しくは決定	同上	同上	同上	同上	同上

修正申告書又は更正若しくは決定	更正
で決定	の連結確定申告書に記載した、又は決定
第八十一条の二十二第一項第五号に掲げる金額(当該	第八十一条の二十二第一項第一号に掲げる連結欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額(これらの

4 省略

(相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権)

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査(当該相手国等の刑事事件の捜査その他当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査を除く。)に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の二及び第十三条第一項第二号において同じ。)その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に基づいて行う情報の提供のための調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

3 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(身分証明書の携帯等)

修正申告書若しくは更正若しくは決定	更正

4 同上

(相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権)

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査(当該相手国等の刑事事件の捜査その他当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査を除く。)に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の二及び第十三条第一項第二号において同じ。)その他の物件を検査することができる。

2 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(身分証明書の携帯等)

第十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 省 略

二 第九条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

2・3 省 略

第十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第十三条 同 上

一 同 上

二 前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

2・3 同 上

(租税特別措置法の一部改正)

第十九条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則(第一条―第二条の二)
第二章	所得税法の特例
第一節	利子所得及び配当所得(第三条―第九条の七)
第二節	不動産所得及び事業所得
第一款	特別税額控除及び減価償却の特例(第十条―第十九条)
第二款	準備金(第二十条―第二十一条)
第三款	鉱業所得の課税の特例(第二十二条―第二十四条)
第四款	農業所得の課税の特例(第二十四条の二―第二十五条)
第五款	その他の特例(第二十五条の二―第二十八条の四)
第三節	給与所得及び退職所得(第二十九条―第二十九条の六)
第四節	山林所得及び譲渡所得等
第一款	山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)
第二款	長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条―第三十一条の四)
第三款	短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)
第四款	収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条―第三十三条の六)
第五款	特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条―第三十四条の三)
第六款	居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)
第六款の二	特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二)
第七款	譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)
第七款の二	居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二―第三十六条の五)
第八款	特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条―第三十七条の九の五)
第九款	有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一―第三十八条)
第十款	その他の特例(第三十九条―第四十条の三)

目次

第一章	同上
第二章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第三節	同上
第四節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第六款	同上
第六款の二	同上
第七款	同上
第七款の二	同上
第八款	同上
第九款	同上
第十款	同上

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四―第四十条の六）

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第四十条の七―第四十条の九）

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第四十一条―第四十一条の三の二）

第六節 その他の特例（第四十一条の四―第四十二条の三）

第三章 法人税法の特例

第一節 中小企業者等の法人税率の特例（第四十二条の三の二）

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四―第五十四条）

第二節 準備金等（第五十五条―第五十七条の十）

第三節 鉱業所得の課税の特例（第五十八条・第五十九条）

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第五十九条の二）

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例（第六十条）

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（第六十条の二）

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十一条）

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第四節の二 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十二条・第六十二条の二）

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十二条の三・第六十二条の五）

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十四条―第六十五条の二）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三―第六十五条の五）

第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除（第六十五条の五の二）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）

第四節の二 同上

第一款 同上

第二款 同上

第五節 同上

第六節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第一節の二 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第三節の三 同上

第三節の四 同上

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十条の三）

第四節 協同組合の課税の特例（第六十一条）

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第四節の三 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

第五節 同上

第五節の二 同上

第六節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二款の二 同上

第三款 同上

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の七―第六十六条の二）

第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十六条の四・第六十六条の四の二）

第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十六条の六―第六十六条の九）

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二―第六十六条の九の五）

第八節 その他の特例（第六十六条の十―第六十八条の七）

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九―第六十八条の四十二）

第十一節 連結法人の準備金等（第六十八条の四十三―第六十八条の五十九）

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十一・第六十八条の六十二）

第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第六十八条の六十二の二）

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）

第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例（第六十八条の六十三の二）

第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十八条の六十三の三）

第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例（第六十八条の六十四・第六十八条の六十五）

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八条の六十六）

第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十七）

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十

第四款 同上

第七節 同上

第七節の二 同上

第七節の三 同上

第七節の四 同上

第一款 同上

第二款 同上

第八節 同上

第九節 同上

第十節 同上

第十一節 同上

第十二節 同上

第十三節 同上

第十三節の二 同上

第十四節 同上

第十四節の二 同上

第十四節の三 同上

第十五節 同上

第十六節 同上

第十七節 同上

第十八節 同上

八・第六十八条の六十九

第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十一―第六十八条の七十

三）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の

七十四―第六十八条の七十六）

第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除（第六十八条の七

十六の二）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八条の七十七）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八条の七十八―

第六十八条の八十五の三）

第二十節 削除

第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六十八条の八十七）

第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十八条

の八十八・第六十八条の八十八の二）

第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第

六十八条の八十九）

第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十八条

の九十一―第六十八条の九十三）

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課

税の特例（第六十八条の九十三の二―第六十八条の九十三の五）

第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八条の九十四―第六十八条の百

十一）

第四章 相続税法の特例（第六十九―第七十条の十三）

第四章の二 地価税法の特例（第七十一―第七十一条の十七）

第五章 登録免許税法の特例（第七十二条―第八十四条の六）

第六章 消費税法の特例

第一節 消費税法の特例（第八十五条―第八十六条の五）

第二節 酒税法の特例（第八十七条―第八十七条の八）

第二節の二 たばこ税法の特例（第八十八条―第八十八条の四）

第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例（第八十八条の五―第九十条の

三）

第十九節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二款の二 同上

第三款 同上

第四款 同上

第二十節 同上

第二十一節 同上

第二十二節 同上

第二十三節 同上

第二十四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二十五節 同上

第四章 同上

第四章の二 同上

第五章 同上

第六章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第二節の二 同上

第三節 同上

第三節の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）

第二款 その他の特例（第九十条の四―第九十条の七）

第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八―第九十条の九）

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十条の十一―第九十条の十三）

第四節 印紙税法の特例（第九十一条―第九十二条）

第七章 利子税等の割合の特例（第九十三条―第九十六条）

第八章 雑則（第九十七条―第九十八条）

附則

（用語の意義）

第二条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十五 省略

十六 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十五 省略

十六 省略

十七 省略

十八 省略

十九 省略

二十 二十九 省略

三十 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

三十一 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

3 4 省略

（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）

第八条の四 省略

2 省略

第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）

第三節の三 同上

第三節の四 同上

第四節 同上

第七章 同上

第八章 同上

附則

（用語の意義）

第二条 同上

一 十五 同上

2 同上

一 十五 同上

十六 適格分社型分割 法人税法第二十一条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。

十七 同上

十八 同上

十九 同上

十九の二 同上

二十 二十九 同上

3 4 同上

（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）

第八条の四 同上

2 同上

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）」とする。

二 五 省 略

4 8 省 略

（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）

第九条の四の二 省 略

2 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において上場証券投資信託等の終了（当該上場証券投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあっては、当該上場証券投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は一部の解約により金銭その他の資産（以下この項及び次項において「償還金等」という。）の支払をする者は、当該償還金等の支払を受ける内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人の各法人別に、その法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地、当該償還金等の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下この条において「上場証券投資信託等の償還金等の支払調書」という。）を、その上場証券投資信託等の終了又は一部の解約があつた日の属する月の翌末日までに、当該支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、上場証券投資信託等の償還金等の支払調書の提出に関する調査については、必要があるときは、当該上場証券投資信託等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、その者の償還金等の支払に係る上場証券投資信託等に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む

3 同上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）」とする。

二 五 同上

4 8 同上

（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）

第九条の四の二 同上

2 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において上場証券投資信託等の終了（当該上場証券投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあっては、当該上場証券投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は一部の解約により金銭その他の資産（以下この項及び次項において「償還金等」という。）の支払をする者は、当該償還金等の支払を受ける内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人の各法人別に、その法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地、当該償還金等の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項において「上場証券投資信託等の償還金等の支払調書」という。）を、その上場証券投資信託等の終了又は一部の解約があつた日の属する月の翌末日までに、当該支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、上場証券投資信託等の償還金等の支払調書の提出に関する調査については、必要があるときは、当該上場証券投資信託等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の償還金等の支払に係る上場証券投資信託等に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む

。以下この章において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、上場証券投資信託等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 前項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除）

第十条 省 略

2・9 省 略

10 第一項及び第二項、第四項又は第六項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる試験研究費の額及び特別試験研究費の額、控除を受ける金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

11 第三項又は第五項の規定は、第一項若しくは第二項又は第四項の規定の適用を受けた年分及びその翌年分の確定申告書に第三項又は第五項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

12・13 省 略

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例）

含む。以下この章において同じ。）その他の物件を検査することができる。

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除）

第十条 同 上

2・9 同 上

10 第一項及び第二項、第四項又は第六項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

11 第三項又は第五項の規定は、第一項若しくは第二項又は第四項の規定の適用を受けた年分及びその翌年分の確定申告書に第三項又は第五項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

12・13 同 上

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例）

第十条の二 省 略

25 省 略

6 第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えられた前条第三項又は第五項の規定は、第一項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは第二項又は同条第四項の規定の適用を受けた年分以後の各年分の確定申告書に平成二十二年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の明細書がある場合で、かつ、第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えられた同条第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除の対象となる平成二十二年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限る、適用する。

7・8 省 略

第十条の二 同 上

25 同 上

6 第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えられた前条第三項又は第五項の規定は、第一項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは第二項又は第四項の規定の適用を受けた年分以後の各年分の確定申告書に平成二十二年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えられた同条第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

7・8 同 上

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の二の二 青色申告書を提出する個人が、平成四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備」という。)を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合(第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。第三項及び第六項において同じ。)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第十一項において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかか

わらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該エネルギー需給構造改革推進設備の取得価額（第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 次に掲げる機械その他の減価償却資産でエネルギーの有効利用に著しく資するもののうち政令で定めるもの

イ 製造工程が連続化された機械、廃熱を製造工程において有効利用する機械その他製造若しくは加工又は役務の提供の方法を改良した機械その他の減価償却資産

ロ 廃エネルギーを回収する機械、電気の動力、熱等への変換の合理化等をする機械その他の減価償却資産

ハ その利用の形態が電気又はガスの需要量の季節又は時間帯による変動の縮小に著しく資する機械その他の減価償却資産

二 太陽光、風力その他化石燃料（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第二条第一号に規定する化石燃料をいう。）以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産であつて新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第二条に規定する新エネルギー利用等に資するもののうち、政令で定めるもの（前号に掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

三 電気の安定的な供給に著しく資する配電の設備で政令で定めるもの

四 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

イ 建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資する設備

ロ 建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する設備

2 前項の規定により当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該エネルギー需給構造改革推進設備を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、指定期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー需給構造改革推進設備を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー需給構造改革推進設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合又は次条第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5| 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。

6| 青色申告書を提出する個人が、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備の取得価額から当該エネルギー需給構造改革推進設備について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

7| 個人の有するエネルギー需給構造改革推進設備で前項の規定の適用を受けたものに係る第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第六項」とする。

8| 第一項及び第六項の規定は、個人が所有権移転外リース取引（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得したエネルギー需給構造改革推進設備については、適用しない。

9| 第一項、第二項、第六項及び第七項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、エネルギー需給構造改革推進設備の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合限り、適用する。

10| 第三項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

11| 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の二の二 青色申告書を提出する個人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十二号)の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。)を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合(第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イに掲げる減価償却資産を電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額(当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一・二 省 略

2 省 略

3 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するも

12) その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百十條第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)並びに租税特別措置法第十条の二の二第三項及び第四項(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除)」とする。

(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の二の三 青色申告書を提出する個人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十二号)の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。)を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合(第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イに掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額(当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一・二 同 上

2 同 上

3 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するも

のが、指定期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 省 略

6 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

7 省 略

8 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定によ

のが、指定期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額（前条第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合又は前条第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 同 上

6 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

7 同 上

8 第三項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額について

る控除の対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載されたエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の二の第三項及び第四項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の三 省 略

27 省 略

8 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 省 略

のその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の二の第三項及び第四項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の三 同 上

27 同 上

8 第三項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10 同 上

（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の四 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、昭和六十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間（以下この項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備等（当該各号に定める減価償却資産（第一号から第四号まで又は第六号から第八号までに定める機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、政令で定める規模のものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は事業基盤強化設備等を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。同項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該事業基盤強化設備等（第五号に定める減価償却資産（以下この項において「情報基盤強化設備等」という。）にあつては、同号に掲げる個人の供用年の指定期間内において当該個人が事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上である場合の当該情報基盤強化設備等に限る。以下この条において「適用対象事業基盤強化設備等」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該適用対象事業基盤強化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該適用対象事業基盤強化設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第一項に規定する特定農産加工業者（第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人に限る。）で同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認を受けた個人 当該経営改善措置に関する計画に定める機械及び装置

二 卸売業又は小売業を営む第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人 機械及び装置並びに器具及び備品（電子計算機については、財務省令で定める要件を満たすものに限る。）

三 飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法

律（昭和三十二年法律第六十四号）第五十六条の三第一項に規定する振興計画について同項に規定する認定を受けた生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合の組合員であるもの。当該振興計画に定める同項に規定する振興事業の実施に係る器具及び備品（当該飲食店業の基盤の強化に寄与するものとして財務省令で定めるものに限る。）

四 サービス業でその基盤の強化を通じて消費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安定及び発展に資することが必要なものとして政令で定める事業を営む第十條第四項に規定する中小企業者に該当する個人、機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして政令で定めるもの

五 製造業その他情報基盤の強化が事業基盤の強化に資するものとして政令で定める事業を営む第十條第四項に規定する中小企業者に該当する個人、当該情報基盤の強化に資する減価償却資産で財務省令で定めるもの

六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十條第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二條第六項に規定する経営革新のための事業を行う同條第一項に規定する中小企業者に該当する個人（前各号に掲げる個人に該当する者を除く。） 当該承認経営革新計画に定める機械及び装置

七 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第七條第二項に規定する認定計画に従つて同法第二條第三項に規定する地域産業資源活用事業を行う同條第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第十一條に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる個人に該当するものを除く。） 当該認定計画に定める機械及び装置

八 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第五條第三項に規定する認定農工商等連携事業計画に従つて同法第二條第四項に規定する農工商等連携事業を行う同條第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第十四條に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる個人に該当するものを除く。） 当該認定農工商等連携事業計画に定める機械及び装置

2 前項の規定により当該適用対象事業基盤強化設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該適用対象事業基盤強化設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該適用対象事業基盤強化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該適用対象事業基盤強化設備等の償却費

として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができ。

3 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備等を取寄せ、又は事業基盤強化設備等を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合において、適用対象事業基盤強化設備等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項及び第六項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した適用対象事業基盤強化設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしなくてもなお控除しきれない金額をいう。

6 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成二十一年から平成二十四年までの各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てられた他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）がある場合

において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される労務費の額のうちに当該教育訓練費の額の占める割合（以下この項において「教育訓練費割合」という。）が百分の〇・一五以上であるときは、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該教育訓練費の額の百分の十二（当該教育訓練費割合が百分の〇・二五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・一五を控除した割合に四十を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する金額を控除する。この場合において、その控除を受ける金額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した適用対象事業基盤強化設備等につき第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又はその年分において有する第四項に規定する繰越税額控除限度超過額につき同項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教育訓練費 個人が当該個人のその事業に係る使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。次号において同じ。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

二 労務費 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（使用人に対して支給するものに限る。）、法定福利費（法令の規定により事業主が負担することとされている福利厚生費として政令で定めるものをいう。）及び前号に掲げる教育訓練費をいう。

8 第一項の規定は、同項に規定する個人が所有権移転外リース取引により取得した事業基盤強化設備等については、適用しない。

9 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、適用対象事業基盤強化設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10 第三項及び第六項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明

(沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の四 青色申告書を提出する個人で沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従って沖繩振興特別措置法第六十六条第一項に規定する経営革新のための事業を行う同項に規定する特定中小企業者であるものが、平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該承認経営革新計画に定める機械及び装置、器具及び備品(財務省令で定めるものに限る。)並びに建物及びその附属設備で政令で定める規模のもの(以下この条において「経営革新設備等」という。)を取得し、又は経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖繩県の地域内において当該個人の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該経営革新設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、

所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該経営革新設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十四(建物及びそ

細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

11 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

12 その年分の所得税について第三項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)並びに租税特別措置法第十条の四第三項、第四項及び第六項(事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除)」とする。

(沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の五 青色申告書を提出する個人で沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従って沖繩振興特別措置法第六十六条第一項に規定する経営革新のための事業を行う同項に規定する特定中小企業者であるものが、平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該承認経営革新計画に定める機械及び装置、器具及び備品(財務省令で定めるものに限る。)並びに建物及びその附属設備で政令で定める規模のもの(以下この条において「経営革新設備等」という。)を取得し、又は経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖繩県の地域内において当該個人の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該経営革新設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該経営革新設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十四(建物及びその附属設備については、百分

の附属設備については、百分の二十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該経営革新設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2-7 省 略

8 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる経営革新設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された経営革新設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9 第四項の規定は、供用年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該各年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の四第三項及び第四項（沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（雇用人の数が増加した場合の所得税額の特別控除）

第十条の五 省 略

2 省 略

3 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる基準雇用人の数、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された基準雇用人数を基礎として計算した金額に限るものとする。

4 省 略

5 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法

の二十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該経営革新設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2-7 同 上

8 第三項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9 第四項の規定は、供用年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該各年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の五第三項及び第四項（沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（雇用人の数が増加した場合の所得税額の特別控除）

第十条の六 同 上

2 同 上

3 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

4 同 上

5 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法

第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十條の六第一項（雇用人の数が増加した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例）

第十條の六 個人がその年において次の各号に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする規定による税額控除可能額（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額が当該個人のその年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額に相当する金額を超えるときは、当該各号に掲げる規定にかかわらず、当該超える部分の金額（以下この条において「所得税額超過額」という。）は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除しない。この場合において、当該所得税額超過額は、次の各号に定める金額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

一 四 省 略

五 省 略

六 第十條の四第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額

七 省 略

2 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた年の翌年一月一日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定（当該各号に

第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十條の六第一項（雇用人の数が増加した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例）

第十條の七 同 上

一 四 同 上

五 第十條の二の三第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額

六 同 上

七 第十條の四第三項、第四項又は第六項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額又は同条第六項に規定する教育訓練費の額の百分の十二に相当する金額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額

八 第十條の五第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額

九 同 上

2 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた年の翌年一月一日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定（当該各号に